

指宿広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程

(平成23年指宿広域市町村圏組合訓令第1号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、指宿広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成23年指宿広域市町村圏組合条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の承認)

第2条 長期継続契約を締結しようとするときは、あらかじめ長期継続契約承認申請書（別記様式）により、管理者の承認を受けなければならない。

(契約書の省略の禁止)

第3条 長期継続契約を締結しようとするときは、指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）第39条の規定による契約書の省略をしてはならない。

附 則

この訓令は、平成23年12月12日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

長期継続契約 承認申請書

主 管 係		
係長	係	起案者
		起案日 年 月 日
		所 属 係
		職 名 氏 名 ㊟

下記の長期継続契約案件について、指宿広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約の取扱規程第2条の規定に基づき申請しますので承認願います。

記

件 名								
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 年 月間）							
履行期間が5年を超える場合の理由								
契 約 の 内 容								
契 約 方 法 の 予 定	一般競争入札 指名競争入札 随意契約 (随意契約の場合 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号に該当)							
費 用 概 要	全 体 見 込 額				円	随 契 約 理 由		
	1 年 目				円			
	2 年 目				円	年 目	円	
	3 年 目				円	年 目	円	
	4 年 目				円	年 目	円	
	5 年 目				円	年 目	円	
長期継続契約の理由	指宿広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第 号							
予 算 科 目	款		項		目		節	

【事前協議結果】

長期継続契約の可否判定	可 否
事務局所見	

管理者	副管理者	事務局長

年 月 日

上記申請のあった件について、長期継続契約を承認する。